

平成十二年厚生省令第九十一号

理容師法第四条の二第一項及び美容師法第
四條の二第一項に規定する指定試験機関を
指定する省令

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）
第四条の二第一項及び第四条の四第一項並びに美
容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第四条
の二第一項及び第四条の四第一項の規定に基づ
き、理容師法第四条の二第一項及び美容師法第四
條の二第一項に規定する指定試験機関を指定する
省令を次のように定める。

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四
号）第四条の二第一項及び美容師法（昭和三十
二年法律第六十三号）第四条の二第一項に規
定する指定試験機関として次の者を指定する。

名称	主たる事務指定の 所の所在地	日
財団法人理容師美容師試験研 修センター（平成二年四月二 日に財団法人理容師美容師試 験研修センターという名称で 設立された法人をいう。）	東京都渋谷区笹塚二丁目一 番六号	平成十二年四月三日

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成十二
年四月三日から適用する。

附 則 （平成十二年五月二十九日厚生省令
第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二二日厚生労働
省令第一一〇号）

この省令は、平成二十年六月一日から施行す
る。

附 則 （平成二〇年一月二十八日厚生労働
省令第一六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団
法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二
月一日）から施行する。

附 則 （令和五年六月三〇日厚生労働省
令第九二号）

この省令は、令和五年七月一日から施行す
る。